

事業継続支援金

事業者向け
緊急経済対策の
第2弾です

① 事業継続支援金とは？

新型コロナウイルス感染症防止策を講じながら事業継続に取り組む
小規模企業者・個人事業主に対する支援です。

② 支援金 20 万円

(店舗営業休業支援金を受けていない事業者で、申請は1回限りです。)

③ 申請期間

令和2年6月11日(木)～令和2年7月31日(金) [当日消印有効]

④ 対象要件(主なもの)

小規模企業者・個人事業主で、下記の(1)から(6)の要件をすべて満たすことが必要です。

(1)店舗営業休業支援金を受けていない。

(2)令和2年2月29日までに開業等の届出をされた方で、個人事業主は、同年6月1日現在市内在住

(3)次の10業種の事業者である。

- | | | | | |
|---------------------|---------|-----------|------------|----------------|
| 1 小売業 | 2 物品賃貸業 | 3 宿泊業 | 4 飲食店 | 5 洗濯・理容・美容・浴場業 |
| 6 娯楽業 | 7 学習支援業 | 8 道路旅客運送業 | 9 生活関連用品卸業 | |
| 10 イベントに関連する専門サービス業 | | | | |

※業種の中でも指定項目があります。別紙「業種確認票」で確認してください

(4)売上額が次のいずれかに該当すること

(ア) 2020年3～5月の合計が、前年3～5月の合計より減少

(イ) 2020年3～5月の平均が、同年1月又は2月より減少

(ウ) 2020年4月が同年3月より減少 (エ) 2020年5月が同年4月より減少

(5)感染拡大防止のために対策を講じている。(6)市税に滞納が無い。

⑤ 申請方法

感染症防止のため、申請は郵送にて受け付けます。

申請書兼請求書・チェックシートは、周南市ホームページからダウンロードしてください。

※チェックシートを必ず確認してください。

郵送先・問い合わせ

〒745-8655 周南市岐山通 1-1

周南市 産業振興部 商工振興課 あて Eメール:shoko@city.shunan.lg.jp

「事業継続支援金」専用ダイヤル 0834-22-8819 (平日:9時00分～17時00分)

周南市 コロナ 支援

検索

